



弁護団だより



みんなして



No.46 発行 2015年11月

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

TEL : 03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
11月17日 川内原発2号機が営業運転開始、新規制基準で2番目	11月09日 経産省・東電交渉（東京）
11月30日 福島の11人、新たに甲状腺がんと診断 合計115人に	11月17日 第15回期日（福島地裁）
12月03日 高浜町長、高浜原発再稼働同意表明	11月30日 弁護団1日合宿（東京）
12月08日 京都・福井の住民ら、もんじゅ廃炉求め東京地裁へ提訴	12月03日 原告団・弁護団合同会議（福島市）
	12月06日 検証準備（浪江町、双葉町、富岡町）

原告本人尋問がはじまり、検証実施へ

～「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第15回期日の報告

1. 内田樹さんが来福

11月18日付の各紙には、「原発事故訴訟 現地初検証へ」（朝日新聞）、「避難区域で現地検証へ 原発訴訟で初」（福島民友）、「生業訴訟 現場検証へ」（毎日新聞）といった見出しが並びました。



前日の17日、第15回期日が、福島地方裁判所において開かれました。この日は、東電から新たな書面が提出されました（国は書面を提出していません）。

東電の書面は、避難指示区域外の福島県の現況や福島県以外の現況、空間放射線量の状況などを紹介すると同時に、農地や住宅の除染が「着実に進んでいる」とい

った評価を前提に、被害がもはや存しないことを主張するものです（準備書面17）。

私たちからは、敷地高さを超える津波に対する安全規制によって、全交流電源喪失という結果を回避することが可能であったことを主張する書面のほか（準備書面38）、IAEA（国際原子力機関）の最終報告書について国が翻訳のうえ証拠として提出することを求める書面（意見書）、東電の株主代表訴訟において提出された証拠を本件でも提出するよう求める書面（送付囑託申立書）、検証の実施を速やかに決定するよう求める書面（進行意見書）をそれぞれ提出しました。

期日当日は、11月とは思えない暖かな一日となり、あぶくま法律事務所前には200

名を超える方が集まりました。前回に続き、映画『大地を受け継ぐ』を撮った井上淳一監督、「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団の板井優弁護士、原発事故被害救済千葉県弁護団の藤岡拓郎弁護士、かもがわ出版編集長の松竹伸幸さんが参加されたほか、傍聴席に入りきれなかった方々向けの講演会では、内田樹さんが、「三・一一は日本に何を投げかけたのか」と題して講演され、こちらも大好評でした。



2. 原告本人尋問が始まる

この日から原告本人尋問が始まり、6名の方が事故直後の様子や被害の実態、現在の状況、国と東電に対する思いなどについて、それぞれご自身の言葉で語られました。避難するお子さんや家族との別れの場面、お子さんの健康被害への不安、妊娠中の避難の苦悩、自死した父への思いなどが語られたところでは、法廷内にすすり泣く音が響きました。前回期日までの専門家証人の尋問などを通じて、放射線量の多寡が精神的苦痛の存否や程度を決定づけるものではないといったことを明らかにしてきましたが、原告の方々のお話は、



そうした専門家証人の尋問とも重なるものでした。裁判所へも原告の方々の被害はしっかりと伝わったと思います。それに対して、国や東電の反対尋問は、受領した賠償額がいくらかといったものや自宅から最寄りの線量測定器までの距離を確認したうえで線量の状況を探ねるといったようなものに終始しました。

また、弁護団では、原告本人尋問に向けて、新人弁護士も含め若手と中堅以上の弁護団員とがペアとなって準備を行ってきましたが、今回の期日では3名の新人弁護士が尋問を行い、尋問の成功へと導きました。

3. 1年がかりで獲得した検証実施

今回の期日では検証の実施に向けても大きな前進がありました。昨年5月から実に1年以上をかけて、裁判所を現地向かわせるところまで到達したのです。検証実施は来年3月の予定ですが、原発事故をめぐる裁判で検証を実施するのは初めて、避難指示区域に裁判所が立ち入るのも初めてのこととなります。すでに弁護団では何度も現地入りするなどして準備を始めていますし、地元自治体やメディアなどとも協議を行っています。

来年最初の期日は1月26日（火）です。ぜひご参加ください！！

（弁護士 馬奈木 徹太郎）



生業訴訟初回の原告本人尋問を終えて

～第15回期日原告本人尋問の感想

*桑折町から避難した女性

一番はじめの尋問でガチガチに緊張していたのですが、打ち合わせのときから弁護団の方が私の思いをくみ取って質問の内容を念入りに組み立ててくださいました。

ちょうど原発事故が起きたとき、私は妊娠9か月のお腹でした。お腹の子がどうになってしまうのか、自分が死んでしまうんじゃないか、長女も死んでしまうんじゃないか、とにかく恐怖でいっぱいでした。無事生まれてからも、母乳にも放射能が入っており、ミルクにも入っており、1歳になって自分で栄養が取れるまでは、放射能が入っているであろう母乳かミルクしか与えられなかった葛藤を伝えたいと思っていたので、大住弁護士がうまく引き出してくれたことがよかったです。たくさんみなさんに応援されていることもとても心強く感じました。尋問をさせていただいて、ありがとうございました。

*沖縄に避難した女性

原告本人尋問は緊張と不安でいっぱいでしたが、当日は何かあったら中瀬弁護士が助けてくれる！と信じていたので、言いたい事を話せてスッキリしました。私の被害を訴えさせてくださった皆さま、励ましてくださった皆さま、本当にありがとうございました！！

沖縄から吉川さん、大橋さんが参加してくれて心強かったです。ありがとうございました。

*浪江町から避難した男性

弁護士さんの協力を得ながら打ち合わせしてきたので、何とか言いたいことを証明はできたかなと思います。しかし、国や東電の代理人から受けた印象は、あんたのうちには賠償金を払ったんだから、国も東電も金を十分に払っているのだから、これで諦めろという話しぶりでした。東電も国もここで賠償を打ち切る糸口をつくる狙いがあったと思います。

*小高区から避難した女性

裁判所に向かうとき、足がガタガタ震えていました。吉田弁護士とのリハーサルをやっていただいたおかげで、無事やり遂げることができました。来年の4月には南相馬の区域指定が解除になるので、小高区にどれだけ人が帰ってくるかわかりませんが、私は帰って生活を始める予定です。この裁判を通して、弁護団が福島を守ってくれていると感じ、私は福島のために一緒にたたかっている弁護士に本当に感謝をしています。



生業訴訟第16回期日（1月26日）のお知らせ

2016年1月26日（火）、福島地方裁判所で16回目の口頭弁論が開かれます。
今回も原告本人尋問第2弾が行われます。

第16回期日も、南相馬市在住の男性、二本松市在住のお子さんのいらっしゃる女性、米沢市へ避難した女性、郡山市在住の男性、宮城県在住の女性、石川郡在住の男性の6名が原発事故被害の実態を裁判所で語ります。

また、別会場（今回は文化センター）での講演会第6弾は、2007年にドキュメンタリー映画「選挙」で話題を呼び、最近ではtwitter上で「#菅官房長官語で答える」のハッシュタグでも話題になった映画監督の想田和弘さんをお招きしてご講演いただきます。

皆さま、お誘い合わせの上、ぜひ次回期日にもご参加ください。当日のスケジュールは以下の通りです。

<当日のスケジュール>

【裁判所：午前】

- 09:30 進行協議
- 10:45 原告本人尋問①
- 11:30 原告本人尋問②

- 12:00 あぶくま事務所前集合
- 12:20 事務所前集会
- 12:40 裁判所へ行進



【裁判所：午後】

- 13:00 原告本人尋問③
- 13:45 原告本人尋問④
- 14:30 休廷
- 14:45 原告本人尋問⑤
- 15:30 原告本人尋問⑥
- 16:15 弁論

【文化センター】

- 13:30 想田和弘さん 講演会
- 15:30 原告団企画
阿部一枝さんによるピアノ演奏

- 17:30 報告集会
- 19:00 懇親会

★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ▣ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）



題字「みんなして」は、鈴木雅貴弁護士の筆によるものです。